

(第五條)

(四) 一開港場より他の開港場へ日本産品を輸出し輸出税を納めたる場合六ヶ月内に他の開港場に右産品が到着する場合には輸出税の還付を受けること、又外國人は輸出禁制品と雖保證金を納付し開港場間で運送をせしめ得ること(第十一條)

(五) 外國船舶は日本産物の開港場間運送を爲し得べきを明確にせること(第十三條)

(六) 密輸出入に關する規定は日本官吏に於て單獨に、其の他貿易に關する一切の規則は日本官吏と外國代表者との協議により制定せらるべきを明かにせること(第十四條)

(七) 日本政府は速に日本貨幣鑄造法に緊要なる改正を爲すを務むべきこと、又外貨及地金銀を有する内外人に對し右鑄造局に於て適當なる鑄造手数料を差引き自由に鑄造を許すこと(第十六條)

(八) 本條約附屬貿易規則及輸出入税關は一ヶ年前の豫告を以て明治五年七月一日に於て再議するを得べく、但し日本より右期限前に於て改訂を希望し而して一切の條約國政府に於て之に同意したる場合には塙國政府に於ても之に同意すること(第二十一條)

斯くて日塙條約は安政日米條約十四ヶ條に對し二十四ヶ條となつた。次に日塙條約附屬貿易章程は安政日米條約七則であつたのを十一則とし、右の中第七則に於ては協定税目に關する規定を、第八則としては慶應二年江戸改稅約誓第三條に規定する外國船舶の購入自由及其の輸入税を規定し、第九則としては在留外國人及外國船乘組員は自用として日本に於て穀物を買入れ得ること及外國人は穀類を開港場間に自由に運送し得ること、但し日本政府は二ヶ月の豫告を以て何時にても之を禁止し得ることを、第十則としては江戸改稅約書附屬規則第三則所載度量衡換算規定を、第十一則に於ては開港場諸規則は今後紛議なき様其の地方官と駐在各國領事との協議により之を定むべきことを規定した。

註一 條約改正關係大日本外交文書第一卷附錄舊條約集參照

第二章 明治開國より岩倉大使歐米派遣に至る時代

第二節 明治開國後岩倉大使歐米派遣前に於ける條約改正

交渉

王政復古と外交踏襲 慶應三年正月九日(一八六七年二月十三日)明治天皇御即位遊され、同年十月十四日には徳川慶喜政權を返上し、十二月十五日王政復古を見るに至つた。既に慶應元年十月五日(一八六五年十一月二十二日)孝明天皇は徳川幕府が締結した安政五ヶ國條約を勅許あらせられたけれども該條約中に規定して居る兵庫開港のみは其の京都に近き理由の下に依然勅許あらせられなかつた。然るに文久二年五月九日(一八六二年六月六日)調印倫敦覺書に於て一八六三年一月一日より兵庫開港期を五ヶ年延期を約して居たが、明治天皇は慶應三年五月四日(一八六七二年六月二十六日)兵庫開港を勅許あらせられたから、愈々同港は倫敦覺書の規定通り一八六八年一月一日(慶應三年十二月七日)より開港せられるに至つた。茲に於て安政諸條約は慶應二年の江戸改稅約書と共に悉く明治天皇の政府により承認せられることとなつたのである。依て翌慶應四年正月五日(一八六八年二月八日)參與外國事務取調掛少將東久世通禧を勅使として兵庫に遣はし當時同港に待機中の佛國公使ロッシェ Léon Roches、英國公使パークス Sir Harry S. Parkes、伊太利公使ラ・トゥール Conte Vittorio Salier De la Tour、普魯西代理公使フォン・ブラ

ント Von Brandt 和蘭外交事務官ボルスブルック D. de Craeff Van Pilsbroch 米國辦理公使フアルケンブル
ク R. B. Van Valkenburgh の六ヶ國使臣に對し左記國書を以て王政復古を通告し、且つ將來諸外國との外交は
一切 天皇の下に仁和寺宮（東伏見嘉彰親王）外國事務總裁により專管せらるべきことを通告せしめられた。

日本國 天皇、告諸外國帝王及其臣人。嚮者、將軍徳川慶喜請歸政權也、制允之内外政事親裁之。乃曰、從前條
約、雖用大君名稱、自今而後、當換以 天皇稱。而諸國交接之職、專有命司等。各國公使、諒知斯旨。

更に同日付を以て外交に關し左の通り國內に布告せられた。

外交ニ關スル布告書

外國之儀ハ 先帝多年之 瘡痍に被爲在候處幕府從來之失錯ニヨリ因循今日ニ至リ候折柄世態大ニ一變シ大勢誠ニ不
被爲得已此度 朝議之上斷然和親條約被爲取結候就テハ上下一致疑惑ヲ不生大ニ兵備ヲ充費シ國威ヲ海外萬國ニ光耀
セシメ 祖宗 先帝之 神靈ニ對答可被遊 歡慮ニ候間天下列藩士民ニ至ル迄此旨ヲ奉戴心力ヲ盡シ勉勵可有之候事。
但是迄於幕府取結條約之中弊害有之候件々利害得失公議之上御改革可被爲在候猶外國交際之儀ハ宇内之公法ヲ以
取扱可有之候間此段相心得可申候事。

越えて慶應四年正月十七日三職分課布告せられ總裁有栖川師宮の下に外國事務總督として山階宮、三條（實美）前
中納言、東久世（通禰）少將、宇和島（伊達宗城）少將の四名任命せられた。越えて同年二月十四日議定兼外國事務
總督伊達宗城、參與兼外國事務總督東久世通禰等は大阪に於て先づ列國公使と會見、外國との交易通商一切事務を掌
る爲め外國事務局を設置した旨、竝に「此度萬國ト我カ 帝ト條約ヲ改メシ上ハ各國公使エ 帝自ラ對面シ盟約ヲ立
ン故ニ不日上京アルヘキ旨各國公使エ可申入 帝ノ命ヲ奉シ」なる由通告した。

同二月十七日には「陛下ニ置カセラレテハ萬國ノ通誼ニ從ヒ外國公使ヲ召見セラルベキコト竝ニ縱令和親ヲ講ズル

トモ國防ノコトヲ忽ニスベカラザルコト」を布告し、愈々二月三十日（一八六八年三月二十三日）明治天皇京都御所
に於て初めて列國使臣に謁見を許されるに至り（英國公使は同日參内の途次襲撃を受けた爲め翌三月三日參朝す。茲
に日本と列國との間に於ける正式外交關係が完全に成立することとなつた。而して之より先明治天皇は同年二月二十
八日列候を玉座近く召させられ「公議親裁萬姓撫安國威振張」に關する御詔あり、越えて同年三月十四日五箇條の御
誓文を發布あらせられ、其の中に「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ」と仰せられて茲に開國進取の必要を國
民に宣布せられた。又佛英蘭三國公使上京に付ては心得違不法の儀なき様一般人民に對し諭告せられたに拘らず前記
英國公使の襲撃のことあつたに鑑み、外國人取扱ひに關し同年三月十五日左記高札を全國要所に掲せしめられるこ
ととなつた。

覺

今般 王政御一新ニ付 朝廷ノ御條理ヲ追ヒ外國御交際ノ儀被 仰出諸事於朝廷直ニ御取扱被爲成萬國ノ公法ヲ以
條約御履行被爲在候ニ付テハ全國ノ人民 歡旨ヲ奉戴シ心得違無之様被 仰付候自今以後猥リニ外國人ヲ殺害シ、
或ハ不心得ノ所業等イタシ候モノハ 朝命ニ悖リ御國難ヲ釀成シ候而已ナラス一旦 御交際被 仰出候各國ニ對シ
皇國ノ御威信モ不相立次第甚以不屈至極ノ儀ニ付其罪ノ輕重ニ隨ヒ士列ノモノト雖モ削士籍至當ノ典刑ニ被處候
條銘々奉 朝命猥リニ暴行ノ所業無之様被 仰出候事

三 月

太 政 官

改正提議 而して前記慶應四年正月十五日の外交に關する布告書中に於ては「世態大に一變せるに付此度朝儀の上斷
然和親條約取結ばせられたこと、竝に之迄幕府が取結んだ條約中弊害ある事項に付ては利害得失を審議の上之に改正

を加ふべく、又外國との交際は宇内の公法を以て取扱ふべきこと」を明かにされて居る。即ち茲に明治政府に於ては一方幕府の締結した諸條約に承認を與へると同時に、他方不對等にして屈辱的な安政諸條約を改正するの決心を有するに至つたものと云ふことが出来る。依て明治政府は右布告の趣旨に従ひ明治元年十二月二十三日（一八六九年二月四日）（註慶應四年八月二十七日即ち一八六八年九月四日より明治と改元）付を以て東久世外國官副知事より各國公使に宛條約改正商議を申入れ、又明治二年二月三日（一八六九年三月十五日）付を以て太政大臣より外國官に對し「各國條約改定取調御委任の旨の御汰沙候事」なる辭令を下付せられるに至つた。尤も明治政府は勿々の際として具體的に未だ如何なる點に改正を企つべきや何等腹案が出来て居なかつたものの如く、右我方よりの商議方申出でに對し明治元年十二月二十九日付英國公使よりの東久世副知事宛書翰を始め、其他外國側より本邦に於ては如何なる點に付條約改正商議を欲するやを問合せ來つたに對し、東久世副知事は明治二年一月一日付蘭國辦理公使宛同翰等により「御承知の通り此度我國政體大變革に及び 天皇陛下にて諸務親裁と申事に相成候に付ては是迄御取替せ申置條約本書を取替し且夫々不都合の條件をも改正せんと欲す。因て従前御取替せ申候徳川家姓名調印に代るに我天皇陛下の名及び印を以てせんと欲す」と答へ右商議申出の理由は主として從來「大君」の名を以て調印せる條約を改め「天皇」の名義に書換へんと欲するにありて深く其の内容に亘つて改正せんと欲するの意向はなかつたものの如く見えた。而して右主として條約本書を取換へる目的を有つた條約改正商議の申込に對し列國は之れを相手にせず、又本邦に於ても強ひて之を主張しなかつた。其後明治二年七月八日外國官廢止せられ之れに代り太政官制による外務卿の職が設けられ澤（宣嘉）之に任じた。同卿は同年十二月十日（一八七〇年一月十一日）付を以て各國公使に宛「曩に明治元年十二月二十三日付を以て東久世外國官副知事より申出でた條約改正商議の件は來る明治五年七月一日安政條約改訂期限迄延期する」ことを申込むに至つた。

之を要するに明治天皇御即位後より明治五年安政條約改訂期迄、條約改正に關しては何等實質的交渉に入らなかつたばかりでなく、却て慶應三年三月二十二日（一八六七年四月二十六日）瑞西との間に江戸改稅約書の規定を兩國民に適用すべきを宣言するの協定を調印し、同十一月二十八日（一八六七年十二月二十三日）日魯間に新定約書を調印し、同様江戸改稅書を重修協定し、明治元年九月二十七日（一八六八年十一月十一日）には瑞典との間に、同九月二十八日（一八六八年十一月十二日）には西班牙との間に、明治二年正月十日（一八六九年二月二十日）には獨逸北部聯邦との間に、明治二年九月十四日（一八六九年十月十八日）には墺地利・洪喝利國との間に安政五ヶ國條約に準じて治外法權及片務的關稅協定を承認せる新修好通商條約を調印するに至つた。殊に最後の日・墺洪條約は同年正月十日調印の日獨北部聯邦間の通商航海條約に範を採つたものであるが、其交渉中英佛獨諸外國公使等其の黒幕となつて安政條約による規定の不明なる點、及其後に於ける文書の交換により日本に於て讓步せる點等、總て墺洪國側に有利な様に綿密に規定せられるに至つた。従て爾後諸外國政府は明治三十二年七月陸奧條約改正實施迄最惠國條款の下に右日墺洪條約の規定を楯に採り日本政府に對し種々不都合な要求を主張するに至つたのである。

改正準備 尤も此の間に明治二年七月太政官官制成り外務省設立せられたが其後の外務省が、條約改正商議に關し必ずしも全然拱手無爲で居たといふのではない。愈々安政諸條約等の改訂期限（明治五年即ち一八七二年七月一日）近づくに従ひ漸次準備の歩を進めた。

明治四年正月外務省より太政官辦官宛條約改正談判開始に關し御下問の爲め集議院開院ありたき旨上申した。右開院の御布令文中には「舊幕の節取結五ヶ國條約始め御維新後最末御取結の墺地利條約等熟讀の上是迄御交際の首末各港貿易の實際取調へ萬國公法は勿論歐洲各國の交際振彼曆數七百五十年已降沿革の次第且歐洲諸國より東洋の建國支那印度等と結約締交の情由事態迄研究および深く其利害得失を計り是を 皇國の今日に反觀し國體の異同時勢の變化

人情の向背篤と勘辨いたし決して空疎迂闊大言虚喝徒らに愚俗を炫惑候様の儀等は申出間敷候事」とあり、未だ條約改正に關し具體的意見決定して居なかつたものの如く見へるが、然るに明治四年二月十日に至ると外務省より太政官辦官宛貿易規則改正に關し民部、大藏兩省へ調査方下命ありたき旨上申して居る。右上申書中に於て「是迄通の稅則にて出入とも其所を得候哉又は不然候哉就中輸出禁制の品等も其禁を弛候方御國益可相成哉又は猶外に可禁もの可有之哉殊に收稅上に於ても從前條約面にては原價の分割を付て稅銀取立來候得共去る寅年約書（慶應二年江戸改稅約書）已來は其物の尺寸斤兩等に寄一定の稅額相取立來候右等得失も如何御座候哉一體出入を權し有無を均しく民政に注意するは民部省の所任に有之收納を圖り國家の財利を注意するは大藏省の職掌に有之候得ば兩省において右等の邊兼てより見込も可有之猶其上にも篤と勘辨を加え有益無弊の方法來月上旬迄に商議いたし詳細に本省へ申越候様厚く兩省え御汰沙有之候様致度」き旨進達するところあつた。

是等關係各省との間に於ける審議の結果と見え、明治四年三月三日付寺島外務大輔より英國公使館書記官エルネスト・サトウ宛公文を以て本邦に於て條約改正を欲する要項を通知した通知書中に於ては

- (一) 各國との條約の體裁を一様に歸し度き事
- (二) 江戸改稅約書に因る大名に對する貿易の特例を廢する事
- (三) 阿片の制限に關し一ヶ條を設け度き事
- (四) 舊來の條約に於ては大君殿下とありしを天皇陛下と改め度き事
- (五) 從來の條約は外國側の日本に於ける權利のみを規定し日本側の外國に赴く場合の規定を缺くに付相互規定に改め度き事

(六) 外國人の沿岸貿易を禁止すべき約定を定め度き事

(七) 貿易規則を一層綿密にし且輸出入稅目に對し改正を加え度き事

等を列記するところあつた。即ち我當局に於ては漸く安政條約の缺陷を具體的に心付き來つたことを知るに足るが未だ治外法權の弊害に言及して居ないことは注意を要するところである。

改正商議往復 越えて明治四年四月四日には改めて英國公使パークスより澤外務卿宛公文を以て「安政條約改正期たる一八七二年七月以後英國政府に於ても改正商議を爲すの權を有し度きこと」を申込み、又米國公使デ・ロング及伊國公使代理は寺島外務大輔との談話中に於て兩國政府に於ても條約改正の希望あるを告げ、就中伊國公使代理は來るべき條約改正により伊國商人が日本内地に赴き本邦絲商人と直換取引を爲し得べき様に取極めたきことを申込んだ。其後明治四年五月十三日付外務省より太政官辦官宛を以て「愈々明年洋曆七月一日は各國との條約改正期限到來するに付右期日より一ヶ年前即ち今五月十三日即ち洋曆六月三十日には各國公使に對し右改正希望の意向を通告したき旨」上申した。其の結果として右明治四年五月十三日付を以て澤外務卿より英國以外各國公使宛公文を以て本邦に於て前記明年洋曆七月一日以後條約改正商議を開始したきことを申入れ、別に英國公使に對しては前記四月四日付英國公使よりの公文に對する回答として之れを了承すると共に本邦政府に於ても條約改正商議を希望する旨を正式に申入れた。¹⁰

外務省機構 斯くて外務省に於ては條約改正の準備を急施するの必要生じたるにより、明治四年四月には條約改正準備の爲め外務省内に新たに翻譯局を開き、英吉利と各國間の條約書類を翻譯せしむる爲め事務に堪能なる者四、五人を雇入れることを決議し、又之に必要な書籍を蒐集した。（其の書名中にヘツレット英國條約集、ステーツマン・イヤー・ブック、英國外務省年鑑、航海、貿易及商船規則に關する著書等が見える）

更に同五月中外務省より太政官辦官宛を以て「關係各省に於て條約改正係事務の者を任命し太政官内一所に會同し

各省の意見評議決定したき」旨申入れたが、其の結果と見え同年八月二十八日太政官より外務省へ貿易規則改正に關する大藏卿大久保利通、大藏大輔井上馨より太政官正院に宛てた建議を傳達し右に付外務省に於て大藏省と協議すべき旨の指令があつた。右大藏省の建議なるものの要旨は來るべき條約改正に於ては關稅自主權を回復せんとすることを欲するものであつたが、其の中「各輸出入物品稅の儀は政府の特裁に屬し各國へ協議決定すべき筋に無之は萬國普通の例規と存ぜらるるに拘らず本邦に於ては當初互市御允許の際外交上の紛議の爲め不得已情状もありたる爲めにや右輸出入物品稅及貿易規則等一々之を條約書に規定し列國との協議を得ざれば之を變更すべからざるものとし、甚しきは内地の收稅にも抑制を受くるに至り居るに付來るべき條約改正の際には萬國普通の公理に據り右輸出入稅目等を全く我特裁に歸せしめ物產の多寡流融の實況に應じ便宜適正の處分を爲し物產の洪利富強の基礎を相立つべきこと」を主張して居ることは注意すべきである。又後述條約改正豫備交渉の爲め、岩倉大使歐米派遣と決するや、同年十月二十七日付岩倉大使より大久保大藏卿宛を以て本邦國定稅率として定めらるべき稅率の内容に付き尋ねるところあり、又同十一月一日付井上大藏大輔より太政官正院宛を以て關稅改正と本邦財政改革及輸出獎勵との關係に付き上申するところあつた。¹²

尙ほ外務省に於ては同年十月七日には取調掛を任命し、一ヶ月六回集會をなして條約改訂の順序を定め、翌五年三月中に取調べを完了し、四月中政府に於て豫備審議調ひ次第民部省、大藏省、刑部省、彈正臺、集議院等の衆議を決定し、五月より各國公使へ談判に及ぶべきものとした。¹³

註1234 夫々大日本外交文書第一卷第一册一四七、一五九、二〇一及二三四、一九八、二一六及二三八文書

5 條約改正關係大日本外交文書第一卷末尾參照

6 7 8 9 10 11 12 13 夫々同右四、六、一七、二一、三一、三三、四一、五四、五五、一八、一九文書

第二節 岩倉大使歐米派遣

使節派遣の議 然るに其後明治政府に於ても愈々條約改正期日に直面するに至るや、右條約改正と諸政の改革とが至大の關係を有し忽諸に付すべからざることが諒解せられるに至つた。明治四年七月十四日大納言岩倉具視を外務卿に任じ澤外務卿に代つて外政釐革のことに當らしめ、特に同九月三日付を以て三條太政大臣より岩倉外務卿へ、歐米各國へ條約改正の爲め使節を派遣すべき件、竝に協定すべき條約要目に關する件を諮問するところあつた。右諮問書の内容は大略次の如きものである。

「列國各々對等の權利を有して相互に凌辱侵犯せざるべきことは列國公法の規定するところなるに我國に於ては常に對等の權利を失ひ凌辱侵犯せられ比例互格の道理の行はれ居らず。從來の條約に於ては外國政府及各國在留公使は日本を目して猶東洋一種の國體政俗と認めて別派の處置慣手の談判等を爲し我國律の推及すべき事も之を彼に推及する能はず、我權利に歸すべき事も之を我に歸する能はず、我規則に従はしむることも之を彼に従はしむる能はず、我稅法に依らしむべき事も之を彼に依らしむる能はず、甚しきは列國公使の喜怒に由て公然たる談判も困難を受くるに至る。抑々對等國の政府は在留公使の不可なるものあれば公法に據て之を其本國に逐ひ還す程の權を有するなるに、其事體の此の如きの凌辱侵犯を受くるに至ては毫も對等竝立の國權を存すると云ふべからず。比例互格の交際をなすと云ふべからず。依て右國權を回復し制度、法律駁難なる弊を改め、勉て民權を復することに從事し、政令一途の法律同轍に至り、正に列國と並肩するの基礎を立んとす。宜く從前の條約を改正し獨立不羈の體裁を定むべく、從前の條約を改正せんと欲せば列國公法に據らざるべからず、列國公法に據る我國律、民律、貿易律、刑法律、稅法等公法と相反するもの悉く變革改正せざるべからず。之を變革改正するは一朝一夕に其事を了す